

令和 8 年 第 4 回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和 8 年 4 月 1 5 日（水）			
招集の場所	時津町役場 本庁舎 5 階第 3 会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和 8 年 4 月 1 5 日（水）午後 1 時 3 0 分		
	閉 議	令和 8 年 4 月 1 5 日（水）午後 1 時 5 3 分		
出欠委員の氏名 出席 4 名 欠席 1 名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也		○
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主任	北原 泰道
	学校教育相談員	川久保真由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（令和8年第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第 5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和8年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和8年第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和8年第3回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和8年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和8年第3回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和8年3月26日から令和8年4月15日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第5号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第5号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第17号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第17号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第１８号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第１８号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第１８号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第１９号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第１９号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件を議題とします。

議案第１９号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第 19 号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）ご説明いたします。

時津町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により別紙のとおり、令和 8 年 4 月 1 日付の省令主任等の発令について、専決処分したので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出します。別紙に各学校の主任等の名称と発令対象者を記載しております。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 19 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 19 号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件は、原案のとおり可決されました。

○ 相川教育長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和 8 年第 4 回時津町教育委員会会議を閉会します。